都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和 ８ 年１０月２２日

川崎市長　福　田　紀　彦

川崎市条例第５５号

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

（川崎都市計画事業登戸土地区画整理事業施行条例の一部改正）

第１条　川崎都市計画事業登戸土地区画整理事業施行条例（昭和６３年川崎市条例第２５号）の一部を次のように改正する。

第２３条中「第９１条第４項」を「第９１条第３項」に改める。

（川崎市都市景観条例の一部改正）

第２条　川崎市都市景観条例（平成６年川崎市条例第３８号）の一部を次のように改正する。

第１３条第１項、第４項及び第５項中「第１６条第７項第１１号」を「第１６条第８項第１２号」に改める。

第２０条第７項中「第１６条第７項各号（同項第１１号」を「第１６条第８項各号（同項第１２号」に改める。

（川崎市建築基準条例の一部改正）

第３条　川崎市建築基準条例（昭和３５年川崎市条例第２０号）の一部を次のように改正する。

第７条の表中「東京急行電鉄東横線」を「東急電鉄東横線」に、「第５２条第１項第８号」を「第５２条第１項第９号」に改める。

（川崎市特別工業地区建築条例の一部改正）

第４条　川崎市特別工業地区建築条例（昭和６２年川崎市条例第２６号）の一部を次のように改正する。

第７条第１項第１号中「第７号」を「第９号」に改める。

（川崎市建築協定条例の一部改正）

第５条　川崎市建築協定条例（昭和４６年川崎市条例第３２号）の一部を次のように改正する。

本則中「者）」を「者（当該仮換地として指定された土地の上の空間又は地下に土地区画整理法第６条第８項（同法第１６条第１項、第５１条の４、第５４条、第６８条及び第７１条の３第２項において準用する場合を含む。）の規定により事業計画に定められた都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第４条第６項に規定する都市計画施設（その管理者（その者が地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２条第９項第１号に規定する第一号法定受託事務として当該都市計画施設を管理する地方公共団体であるときは、国。以下同じ。）が当該都市計画施設の所有を目的とする借地権を有するものに限る。以下「特定都市計画施設」という。）が存する場合にあっては当該特定都市計画施設の管理者を含み、当該従前の土地の上の空間又は地下に特定都市計画施設が存する場合にあっては当該特定都市計画施設の管理者を除く。））」に改める。

附　則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和８年法律第

２３号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。ただし、第１条及び第５条の規定は、同法附則第１条第２号に掲げる規定の施行の日から施行する。